

AIが描いた絵に「著作権」が認められた日

日本初の生成AI画像著作権事件：その法的分析と未来への影響

何が変わったのか？ 3つの要点



事件

日本で初めて、生成AIで作成された画像に著作権が認められ、その無断利用者が著作権法違反の疑いで書類送検された。



判断基準

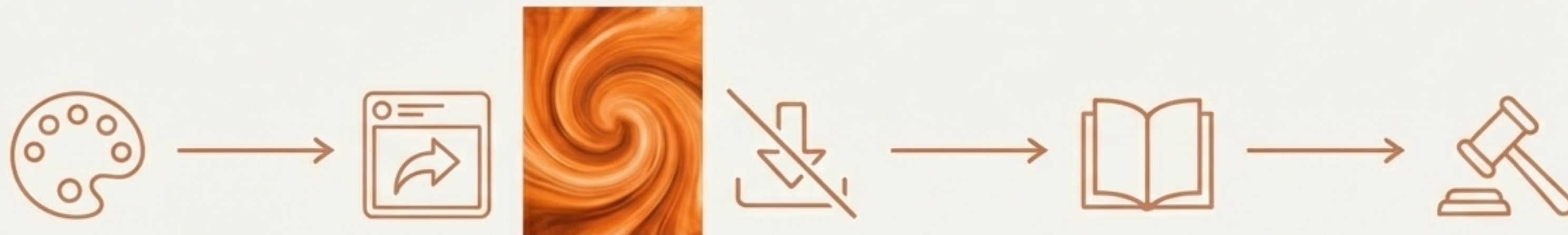
「人間の創作的寄与」の有無が判断の分かれ目。プロンプトの工夫、試行錯誤の積み重ねが著作物性を生む。



影響

クリエイター、プラットフォーム、利用者。全ての関係者に、新たな行動基準が求められる時代の始まり。

一枚のAI画像から始まった物語



制作者

クリエイターが画像生成AI「Stable Diffusion」を用いて作品を制作。

SNS投稿

作品をSNSに投稿。

無断利用

神奈川県在住の27歳男性が画像を無断でダウンロード。

電子書籍

自身の電子書籍の表紙として利用。

刑事事件化

2025年11月、千葉県警が男性を法違反（複製権侵害）の疑いで書類送検。起訴を求める嚴重処分意見を付した。

なぜこの画像は「著作物」と判断されたのか？

法的根拠

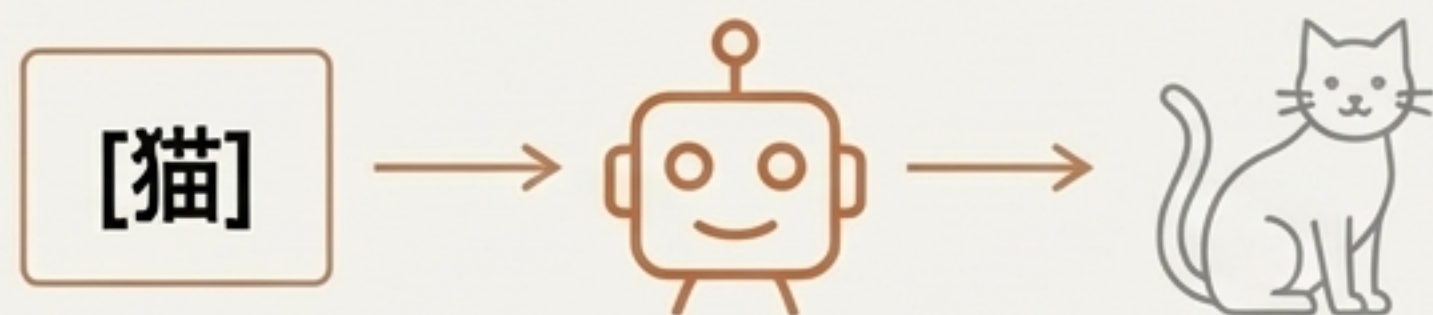
日本の著作権法第2条1項1号は「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したもの」と定義する。AI生成物か否かではなく、この定義に該当するかが基準となる。

警察の判断

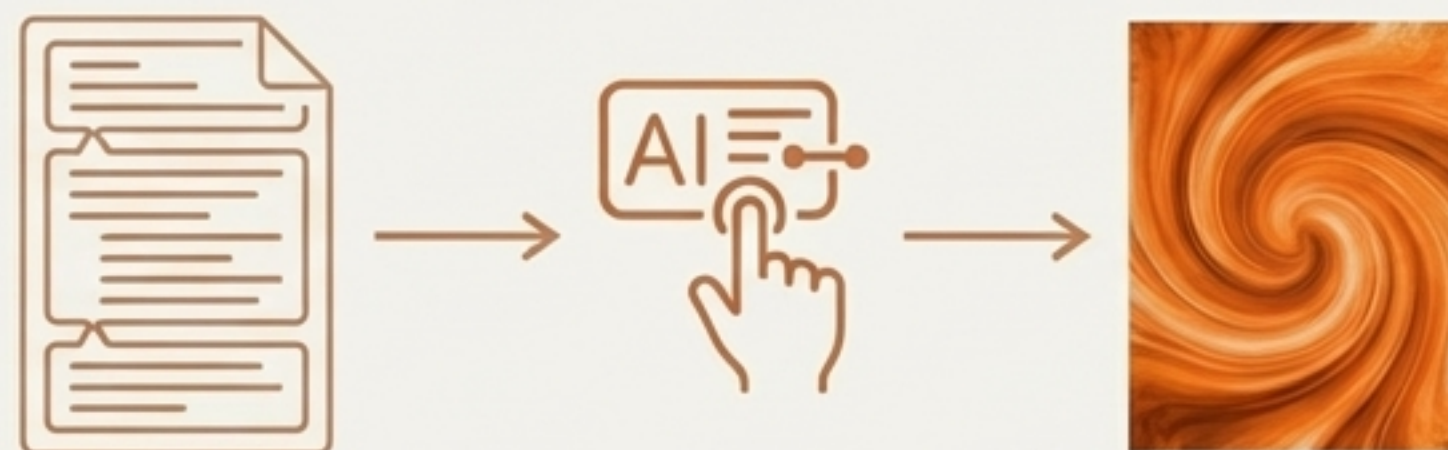
制作者がAIに対し「具体的な指示や入力を繰り返して制作した」点を重視。これは単なるAIの自動生成物ではなく、人間の思想・感情が創作的に表現された結果であると判断された。

文化庁の見解

この判断は、文化庁が2024年に示した「AIと著作権に関する考え方」の指針に沿うもの。人間の創作的寄与の有無が判断基準であると明記されている。



著作物性なし



著作物性あり

「人間の創作的寄与」を証明した圧倒的な試行錯誤

プロンプトを2万回以上入力し、 指示と修正を繰り返した

— 被害者である制作者の証言

分析

この途方もない試行回数そのものが、人間による独創的な努力と、明確な創作意図の裏付けとなった。

AIを単なる自動生成機としてではなく、意図した表現に到達するための「道具」として駆使した創作工程が評価された。

これは、文化庁が判断要素として挙げる「プロンプトの内容・量」「生成・修正の試行回数」を極めて高いレベルで満たす事例である。

新時代のルール：3つの視点から見る影響



クリエイター

AIを駆使したあなたの作品は、法的に保護されうる。

創作過程（プロンプトの履歴、パラメータ設定、試行錯誤のログ）を記録・保存し、自らの「創作的寄与」を立証できるように備えることが重要になる。



プラットフォーム

「AI生成コンテンツは権利主張されにくい」という前提はもはや通用しない。

利用規約の見直し、権利者からの削除要請に応じる体制の整備、利用者への注意喚起の強化が求められる。



利用者

「AI製だから著作権フリー」という安易な思い込みは、刑事罰を含む深刻なリスクを伴う。

他人がAIで作成した画像は、許諾なく使用しない。常に著作権が存在する前提で慎重に扱うべき。

世界の潮流：AIと著作権をめぐる各国のスタンス

米国

スタンス: 厳格な「人間による創作 (Human Authorship)」原則。AIが自律的に生成した部分は著作権を認めない。(Zarya of the Dawn, DABUS事件)

英国

スタンス: 特有の「コンピュータ生成著作物 (Computer-Generated Works)」規定。人間の作者が不在でも、限定的な著作権保護 (50年) を認める。

日本

スタンス: 人間の創作的寄与を個別に評価。寄与が認められればAI生成物も著作物として保護。

スタンス: 人間の創作的寄与を個別に評価。寄与が認められればAI生成物も著作物として保護。

中国

スタンス: 人間の知的労働 (プロンプト設計等) を重視し、AI生成物の著作物性を認める司法判断が先行。日本の方向性に近い。

日本の判断と共鳴する、中国の先行事例

本件（日本）



根拠

「人間の創作的寄与」



ツール

Stable Diffusion



評価点

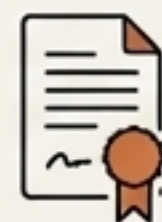
詳細な指示の反復による生成過程

中国の判例



根拠

「相当の知的労力」 「独自の選択と配置」



事例1（2023年11月 北京インターネット法院）

Stable Diffusionで生成された画像。プロンプト設計の知的労力を評価し著作物性を認定。



事例2（2025年3月 常熟人民法院）

Midjourneyで生成された画像。プロンプト調整と画像編集ソフトでの洗練化を「独創的な構成」と評価し著作権を保護。



結論

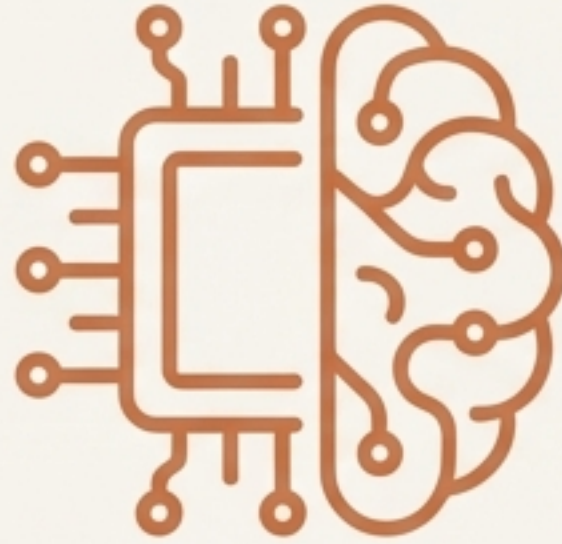
中国の司法は、プロンプトの工夫や試行錯誤といった人間の知的関与を創作性として積極的に評価しており、日本の捜査方針と軌を一にしている。

残された課題と未来への展望



最終的な司法判断

本件はまだ捜査機関の判断段階。今後の検察の起訴、そして裁判所の判断が下されれば、日本初のAI画像に関する判例として確定的な基準となる。



技術の進化への追従

AIがより高性能化し、短い指示でも高品質な作品が生成可能になった時、「創作的寄与」の有無をどう判断するのか。現行法の解釈だけでは対応が困難になる可能性がある。



国際的な調和

コンテンツが国境を越えて流通する中、各国の基準の差異はビジネス上の障壁となりうる。WIPO等での国際的なルール形成の議論が重要性を増す。

AIは筆、描くのは人間

AIは筆、描くのは人間

本件が改めて示したのは、「創作は人間の営みであり、人間が創造性を発揮している限り法はそれを守る」という著作権法の基本理念である。

AIという新たな筆を動かす、人間のビジョン、努力、そして意図こそが、法的に価値を認められる「創作」の核心であり続ける。

参考資料

本レポートは、千葉日報、毎日新聞等の報道、文化庁の公表資料「AIと著作権に関する考え方について」、国内外の専門家による解説記事、及び関連判例の情報を基に構成されました。